

# 小泉小学校いじめ防止基本方針

郡山市立小泉小学校

## 1 基本方針

### (1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
- ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わりながら繰り返される。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、場合によっては、重大事態となることがある。
- ⑤ 学級や部活動の無秩序や閉鎖性などの集団の構造上の問題から発生することがある。
- ⑥ 加害者本人だけでなく、「観衆」（はやし立てたりおもしろがったりする存在）や「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与えている者）が存在する。

### (2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。〔いじめ防止対策推進法第2条の規定による〕

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② 特定の教職員での判断ではなく、法律第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断すること。

### (3) いじめと考える態様（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる。
  - ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
  - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
  - イ 遊びやゲームに意識的に入れない。
  - ウ 席を離される。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
  - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
  - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
  - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
  - ウ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ア 使い走りをさせられたり、万引きやかつ上げを強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。
  - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
  - ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコン、情報端末（携帯電話、スマートフォンなど）、ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。
  - イ いたずらや脅迫メールが送られる。
  - ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

## 2 小泉小学校のいじめ防止等のための取組

### (1) いじめの未然防止のための取組

#### ① 児童がいじめを考える取組の実施

ア すべての学級で「いじめはいけなない」ことや、「何がいじめなのか」について指導を行う。

イ すべての学級で「ネット上のいじめ」をはじめとする情報モラルについての指導を行う。

※ 各教科、総合的な学習の時間、学級活動を使って指導する。

#### ② 保護者・養護教諭・スクールカウンセラー・特別支援コーディネーターとの連携の強化・相談窓口の周知

ア 参観日や懇談会におけるいじめ防止に関する話し合いの場をもつ。

イ 学校便り等でいじめ防止に対する、保護者との共通理解を図る。

ウ 支援・援助の役割を持っている「養護教諭」「スクールカウンセラー」「特別支援教育コーディネーター」と連携し、児童の変化を細かに捉え、個々の悩み等を聞いたり、解消したりできるようにする。

#### ③ いじめ対策に関する共通理解

ア いじめ対策の方針や手だてを教職員が共通理解するための研修会をもつ。

イ 学級懇談等で、学校のいじめ対策に関する説明の場をもつ。

ウ 養護教諭・スクールカウンセラー・特別支援コーディネーターとの連携を図り、解決策を模索する。

### (2) いじめの早期発見に係る取組

#### ① 生徒指導協議会の実施

ア 児童の様子についての情報交換を実施する。

イ 校内・校外生活の指導について共通理解を図る。 実施時期 … 月 1 回（職員会議）

#### ② 定期的なアンケート調査の実施

ア 児童対象のいじめに関するアンケート調査を実施する。実施時期 … 5 月、10 月、2 月

#### ③ 個別面談の実施

ア 保護者対象の個別懇談アンケートを実施する。実施時期 … 6 月

イ 保護者との個別懇談を実施し、個別に様子を把握する。実施時期 … 7 月

※ 個別面談が必要な場合は、随時行う。

#### ④ 校外の組織との連携強化

ア 各町内会や各育成会、地域サポートチーム、学校警察連絡協議会、交番連絡協議会との意見交換会を実施する。

イ 児童の通学や地域での生活の様子について情報収集の機会をもつ。

## 3 いじめ防止及び対応のための組織

### (1) 組織の設置

いじめ防止等の取組の推進や評価、及びいじめ発生時の対応を中核となつて行うために次の組織を設ける。名称を「生徒指導委員会」とする。

構成員 校長、教頭、生徒指導主事、各学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー

役割 ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組に関わる年間計画の作成、実施、検証、修正

イ いじめの相談、通報の窓口の設置と周知

ウ いじめの疑い等の情報、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応のための連絡・調整

オ 委員会での協議を経て、いじめの有無について校長が判定する。

カ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処

（会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、対応方針決定、保護者への対応など）

## (2) 組織での対応の留意点

### ① いじめられた児童への支援

- ・ いじめを止めさせ、再発防止のため必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者の協力を得ていじめを受けた児童及びその保護者への支援や助言を行う。
- ・ よりよい交友関係を作れるように配慮する。
- ・ 養護教諭、スクールカウンセラーとの連携を密にし、児童のケアをする。(いじめた側も同様)

### ② いじめた側の児童への指導

- ・ いじめているという認識がない場合が多く、被害者の立場に立って自分の行為は「いじめである」ことを認識させ、反省させる。
- ・ いじめに正当性を持たせないようにする。いかなる理由があろうともいじめの行為は絶対に許されないという毅然とした態度が必要である。
- ・ 保護者に我が子がいじめを行ったという事実を知らせるとともに、保護者への支援と助言を行う。取り巻きや傍観者への指導
- ・ いじめに同調し、見ていただけの児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場に立って、そのつらさや悔しさについて考えさせ、行動の変容につなげる。犯罪行為として取り扱われるべきいじめへの対処
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。特に、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると校長が判断し緊急性があるときには、直ちに警察署に通報し、協力を仰ぐ。ネット上の書き込み等への対応。
- ・ 「生徒指導委員会」において対応を協議し、関係児童から聞き取り等を行い、被害にあった児童のケア等必要な支援を行う。また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて、警察署や法務省人権擁護部等と連携して対応する。

### ③ いじめ解消までの対応

- ・ いじめ把握後、速やかに「いじめに関する報告書」に担任が記録する。また、経過観察や、本人からの聴取をし、記録する。
- ・ いじめ解消は本人、保護者が「何もない」「大丈夫」と認識し、その後3ヶ月間何も起こらなかった場合、報告書等への記録、担任への聞き取り、生徒指導協議会での話し合いをもとに校長が判断をする。

## 4 重大事態発生時の対応

### (1) 重大事態に該当するいじめ

#### ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障がいを負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

#### ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

- ※ 相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査を行う。

#### ③ 児童や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申立があったとき。

### (2) 重大事態の報告 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

### (3) 重大事態の調査

#### ① 調査の実施

- ア 重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。
- イ 学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、「郡山市いじめ対策委員会」から人的派遣を得る。
- ウ 市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断した場合は、「郡山市いじめ対策委員会」が主体となって調査を実施する。
- エ 重大事態が発生した場合は、調査組織の指示に従いアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- オ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際個人情報情報の保護に留意すること。

## 5 年間計画

| 月  | 協議会など                                                                                                                                                                                                          | 調査                                            |                                          | 配付物                                                            |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                                                                                                | 職員                                            | 児童                                       |                                                                |
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 学期初めの生徒指導、全体計画、児童の共通理解など</li> <li>- 気になる児童の調査結果、事例研究</li> </ul> </li> <li>○ 通学路の危険箇所の点検・確認</li> </ul>                | 気になる児童の調査                                     |                                          | 「よい子の一日」・<br>「小泉小校外生活のマナーとルール」印刷 - 配付<br>連休時における事故防止について（保護者へ） |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学区内の危険箇所の点検・確認</li> <li>○ 「子ども110番の家」の確認</li> <li>○ 生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>- すこやかアンケートの実施について</li> </ul> </li> </ul>                          | 校内・校外における問題点の調査→調査の集約                         | すこやかアンケート（いじめ調査）<br>実施 中旬<br>→アンケート結果の集約 |                                                                |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>- すこやかアンケートの結果について</li> <li>- 夏休みの過ごし方についての協議</li> <li>- 気になる児童の調査結果、事例研究</li> </ul> </li> <li>○ 学校警察連絡協議会</li> </ul>  |                                               |                                          | 保護者アンケート（個別懇談）                                                 |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別懇談（対保護者）</li> <li>○ 生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 個別懇談で共通理解を図りたいこと</li> </ul> </li> <li>○ 夏休みの過ごし方についての話（学級）</li> <li>○ 富久山サポートチーム会例会</li> </ul> | 学期の反省<br>→反省の集約<br><br>個別懇談（対保護者）<br>結果→結果の集約 |                                          | 夏休みの過ごし方（児童・保護者・職員）                                            |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新学期を迎える話（学級）</li> <li>○ 生徒指導協議会（2学期の方針）</li> </ul>                                                                                                                    | 夏休み中の様子<br>→様子の集約                             |                                          |                                                                |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 気になる児童の調査結果、事例研究</li> <li>- 情報交換など</li> </ul> </li> </ul>                                                            |                                               |                                          |                                                                |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 情報交換など</li> <li>- すこやかアンケートの実施について</li> </ul> </li> </ul>                                                            |                                               | すこやかアンケート（いじめ調査）<br>実施 下旬<br>→アンケート結果の集約 |                                                                |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 気になる児童の調査結果、事例研究</li> <li>- 冬休みの過ごし方についての協議</li> </ul> </li> </ul>                                                   | いじめ防止基本方針評価                                   |                                          | 学校評価保護者アンケート                                                   |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導協議会</li> <li>○ 冬季間における危険箇所の確認</li> <li>○ 冬休みの過ごし方についての話（学級）</li> <li>○ 富久山サポートチーム例会</li> </ul>                                                                    | 学期の反省→反省の集約                                   |                                          | 冬休みの過ごし方（児童・保護者・職員）                                            |
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新年・新学期を迎える話（学級）</li> <li>○ 生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>- すこやかアンケートの実施について</li> <li>- 情報交換</li> </ul> </li> </ul>                                   | 冬休み中の様子<br>→様子の集計                             |                                          |                                                                |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>- すこやかアンケートの結果について</li> <li>- 実践の意見交換、年度の反省と次年度へ向けて</li> </ul> </li> </ul>                                             |                                               | すこやかアンケート（いじめ調査）<br>実施 中旬<br>→アンケート結果    |                                                                |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教養・徳育・保健</li> <li>○ 中学校との引き継ぎ（6年生）</li> </ul>                                                                                                                         | 実践のまとめ<br>学期・年度末の反省<br>→反省の集約                 |                                          | 春休みの過ごし方（児童・保護者・職員）                                            |

## 6 評価と改善

- （1）学校評価に合わせ、いじめ防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- （2）評価の結果を踏まえ、年度ごとに次年度の改善を行う。（修正・改善箇所は太字で示す。）